

平成 23年度

定期監査報告書

八代市監査委員

八市監第 337 号

平成 24 年 3 月 26 日

八 代 市 議 会 議 長 古 嶋 津 義 様

八 代 市 長 福 島 和 敏 様

八代市教育委員会委員長 高 植 利 邦 様

八代市監査委員 小 嶋 宣 雄

八代市監査委員 湊 川 邦 紘

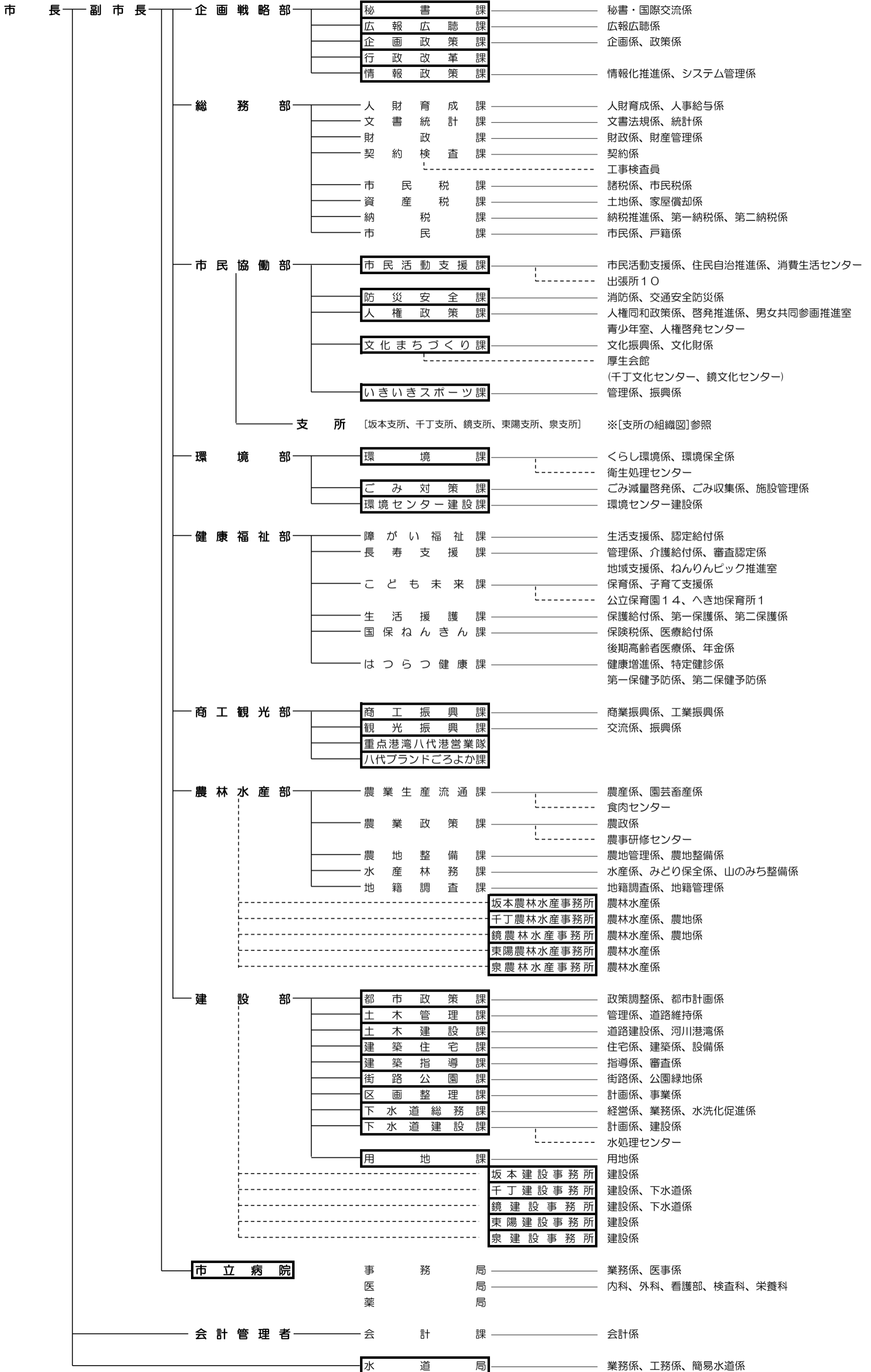
八代市監査委員 橋 本 幸 一

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき、平成 23 年 4 月から平成 24 年 2 月まで
に行った定期監査の結果に関する報告を同条第 9 項の規定により提出します。

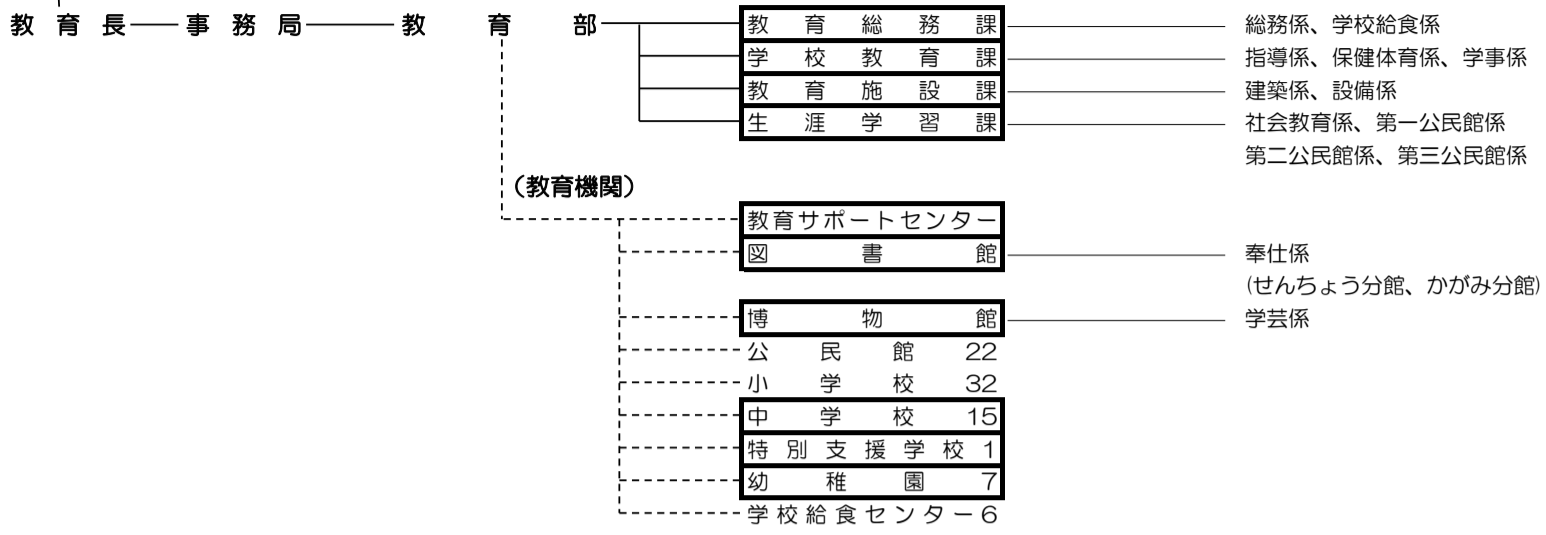
八代市組織機構図

9部 70課 10事務所 167係

平成23年4月1日現在



教育委員会



議会—議会事務局—総務係、議事調査係

選挙管理委員会—選挙管理委員会事務局—選挙係

監査委員—監査委員事務局—監査係

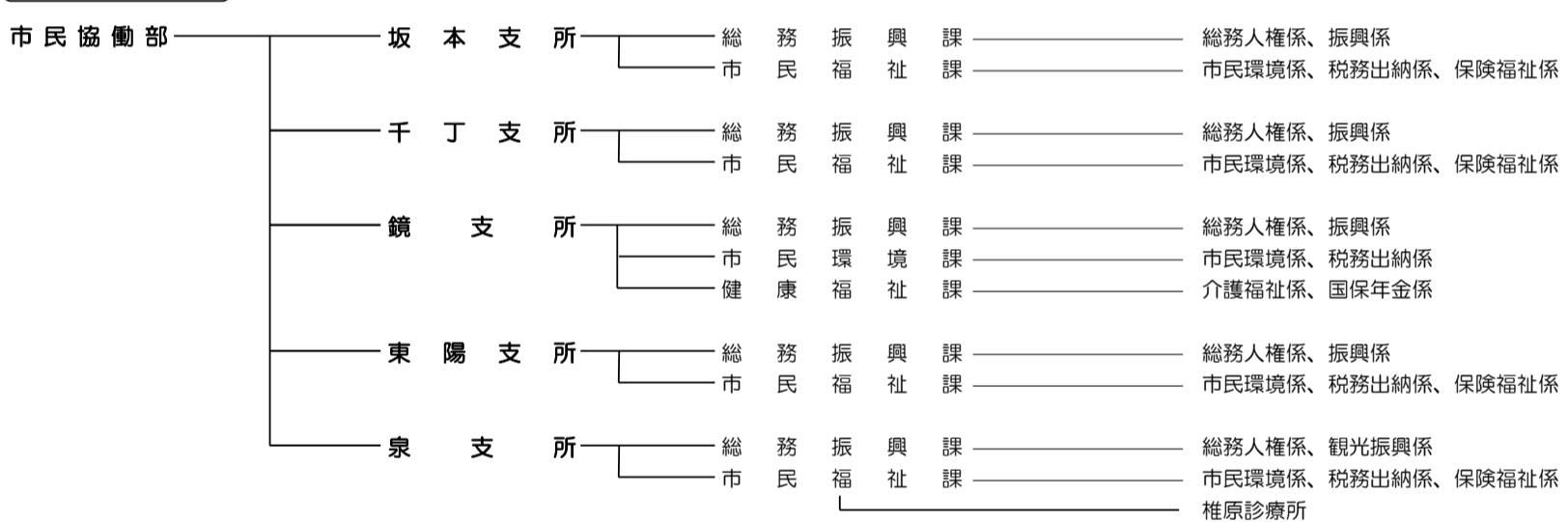
農業委員会—農業委員会事務局—農地係

公平委員会—選挙管理委員会事務局職員併任

固定資産評価審査委員会—職員併任

※

支所の組織図



⇒ 囲んである部分は、今回定期監査を実施した課かいです。

目 次

1	監査の対象課かい及び実施日	1
2	監査の方法	3
3	監査の結果	3
I	文書による指摘で改善策の提出を求めた事項	3
	建設部 千丁建設事務所	3
	農林水産部 坂本農林水産事務所	4
	建設部 坂本建設事務所	4
	建設部 鏡建設事務所	4
	農林水産部 泉農林水産事務所	5
	建設部 泉建設事務所	5
	水道局	5
	市立病院	5
	教育部 博物館	6
	企画戦略部 情報政策課	7
	教育部 教育総務課	7
	教育部 図書館	7
	市民協働部 防災安全課	7
	環境部 ごみ対策課	8
	教育部 生涯学習課	8
	企画戦略部 広報広聴課	9
	建設部 土木管理課	9
	商工観光部 観光振興課	10
	市民協働部 文化まちづくり課	10

建設部 街路公園課	10
建設部 下水道総務課	11
商工観光部 重点港湾八代港営業隊	11
市民協働部 いきいきスポーツ課	11
II 監査講評時に文書又は口頭で指摘した事項	12
4 意見	13

1 監査の対象課かい及び実施日

平成22年度又は平成23年度の財務に関する事務の執行について、平成23年4月から平成24年2月まで、次のとおり監査を実施した。

対象課かい(部・課かい名)	対象期間	監査実施日
農林水産部 千丁農林水産事務所	平成22年4月1日から 平成23年2月28日まで	平成23年4月11日から 平成23年4月19日まで
建設部 千丁建設事務所	〃	〃
農林水産部 坂本農林水産事務所	〃	平成23年4月20日から 平成23年4月28日まで
建設部 坂本建設事務所	〃	〃
農林水産部 鏡農林水産事務所	平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで	平成23年5月9日から 平成23年5月17日まで
建設部 鏡建設事務所	〃	〃
農林水産部 東陽農林水産事務所	〃	平成23年5月23日から 平成23年5月31日まで
建設部 東陽建設事務所	〃	〃
農林水産部 泉農林水産事務所	平成22年4月1日から 平成23年4月30日まで	平成23年6月1日から 平成23年6月9日まで
建設部 泉建設事務所	〃	〃
幼稚園(※1)	〃	平成23年6月13日から 平成23年6月14日まで
中学校・養護学校(※2)	〃	平成23年6月16日から 平成23年6月23日まで
水道局 (簡易水道事業)	〃	平成23年6月28日から 平成23年7月5日まで
水道局	平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで	〃
市立病院	〃	〃
企画戦略部 秘書課	平成23年4月1日から 平成23年7月31日まで	平成23年9月26日から 平成23年10月5日まで
教育部 博物館	〃	〃
企画戦略部 企画政策課	〃	〃
企画戦略部 行政改革課	〃	〃

対象課（部・課名）	対象期間	監査実施日
建設部 用地課	平成 23 年 4 月 1 日から 平成 23 年 8 月 31 日まで	平成 23 年 10 月 7 日から 平成 23 年 10 月 19 日まで
教育部 教育施設課	〃	〃
企画戦略部 情報政策課	〃	〃
教育部 学校教育課	〃	〃
市民協働部 市民活動支援課	〃	〃
教育部 教育総務課	〃	平成 23 年 10 月 21 日から 平成 23 年 11 月 1 日まで
教育部 図書館	〃	〃
環境部 環境センター建設課	〃	〃
市民協働部 防災安全課	〃	〃
環境部 環境課	平成 23 年 4 月 1 日から 平成 23 年 9 月 30 日まで	平成 23 年 11 月 7 日から 平成 23 年 11 月 16 日まで
環境部 ごみ対策課	〃	〃
建設部 下水道建設課	〃	〃
教育部 生涯学習課	〃	平成 23 年 11 月 18 日から 平成 23 年 11 月 30 日まで
市民協働部 人権政策課	〃	〃
企画戦略部 広報広聴課	〃	〃
建設部 都市政策課	〃	〃
建設部 建築住宅課	平成 23 年 4 月 1 日から 平成 23 年 10 月 31 日まで	平成 23 年 12 月 2 日から 平成 23 年 12 月 13 日まで
建設部 土木管理課	〃	〃
建設部 土木建設課	〃	〃
建設部 建築指導課	〃	〃
商工観光部 商工振興課	平成 23 年 4 月 1 日から 平成 23 年 11 月 30 日まで	平成 24 年 1 月 4 日から 平成 24 年 1 月 13 日まで

対象課（部・課名）	対象期間	監査実施日
商工観光部 観光振興課	平成 23 年 4 月 1 日から 平成 23 年 11 月 30 日まで	平成 24 年 1 月 4 日から 平成 24 年 1 月 13 日まで
市民協働部 文化まちづくり課	〃	〃
商工観光部 八代ブランドごろよか課	〃	平成 24 年 1 月 4 日から 平成 24 年 1 月 13 日まで
教育部 教育サポートセンター	〃	平成 24 年 1 月 16 日から 平成 24 年 1 月 24 日まで
建設部 街路公園課	〃	〃
建設部 下水道総務課	〃	〃
商工観光部 重点港湾八代港営業隊	〃	〃
建設部 区画整理課	〃	〃
市民協働部 いきいきスポーツ課	〃	平成 24 年 1 月 26 日から 平成 24 年 2 月 2 日まで

※ 1 代陽・太田郷・植柳・麦島⇒6/13、松高・千丁⇒6/14

※ 2 第一・第二・第三・第八⇒6/16、第四・第五・第六・第七⇒6/17、日奈久・坂本・二見・千丁⇒6/21、鏡・泉・八代養護・東陽⇒6/23

2 監査の方法

今回の定期監査は、市の財務に関する事務及び所管の事務事業に関する事務の執行・処理状況等の管理体制が適法、適正に行なわれているかに主眼を置き、あらかじめ提出を求めた監査調書を基本資料として、関係書類、帳簿、証書類を審査、照合するとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取して監査を実施した。

3 監査の結果

今回の定期監査における主な指摘事項は、下記のとおりである。

I 文書による指摘で改善策の提出を求めた事項

○ 建設部 千丁建設事務所

道路や河川、法定外公共物の占用の許可を受けようとするものは、占用許可申請書、協議書を市長に提出し、許可を受けることになっている。また、八代市道路占用料に関する条例第 3 条によると、占用料の徴収について「当該占用の許可をした日又は当該占用の協議が成立した日から 1 月以内に納入通知書により一括して徴

収するもの」とされている。

しかしながら、平成22年度の新規申請分の取扱について、納入通知書が1カ月以上遅れて発送されているものや、納入期限が1カ月以内に定められていないものが散見された。適正な納期を定め、通知は遅滞なく行われたい。

○ 農林水産部 坂本農林水産事務所

八代市生活館は、市民の生活改善の知識及び技術の習得、市民の自主グループ活動及び育成等に関する事業を推進するための共同利用施設として利用されている。

同館の使用料徴収事務に用いる領収証綴において、書き損じた領収証原符が、切り取られているものが散見された。不正使用を防止するため、領収証綴にはあらかじめ連番号を付し、証拠書類として、書き損じた領収証は領収証原符と共に綴じ込んでおかれたい。

公金を取り扱っていることを十分認識し、領収証の取扱については、適正に対処されたい。

○ 建設部 坂本建設事務所

公用車の車検において、見積書を徴する際に必要な仕様書が作成されていなかった。また、見積徴収額が予算執行伺額を上回っていたにもかかわらず、見積徴収を1回しか行わず、執行予定額を超えた部分は、他予算から執行されていた。適切な事務処理に留意されたい。

○ 建設部 鏡建設事務所

- 1 4月1日から業務を開始する必要がある随意契約のうち、契約内容から事前準備行為として3月までに見積書を徴しておくべきものについて、4月1日付で見積書徴収実施伺を起案してあるものが散見される。

また、執行予定額が随意契約の限度額を超え、かつ契約内容から契約相手を特定する場合は、随意契約理由は第1号以外となり、契約検査課の合議をとる必要があるが、とられていない。予算執行の流れを確認されたい。

- 2 見積書徴収実施伺が必要であるにもかかわらず、作成されずに見積書を徴してあるものがあつた。適切な事務処理に留意されたい。
- 3 物品調達時の検収として、納品書に確認日の記入と確認印を押印することとなっているが、消耗品購入の際に徴する納品書全般においてその検収が漏れていた。適切に対処されたい。

4 鏡が池公園を平成20年度に整備した際に、都市公園として告示をおこなっているようであるが、「八代市普通公園条例」の別表1（普通公園一覧）に記載されたままとなっており、条例改正が行われていないので、検討されたい。

○ 農林水産部 泉農林水産事務所

泉農村研修センターは、本市の農業振興の担い手を養成する活動の拠点として泉町に設置されている。

この施設の使用料徴収事務において、領収証が交付されていない。会計規則第12条では「会計管理者及び出納員等は、現金等を収納したときは、納入者に領収印を押した領収証を交付しなければならない。」と規定されている。規則に基づき、適切な事務処理に努められたい。

○ 建設部 泉建設事務所

平成22年度の市道占用料において、電柱設置に対する初年度分の許可について、納入通知が全く発送されていなかった。八代市道路占用料に関する条例第3条では「当該占用の許可をした日又は当該占用の協議が成立した日から1月以内に納入通知書により一括して徴収するもの」とされているので、適切な事務処理に留意されたい。

○ 水道局

1 坂本地区簡易水道使用料において、一致すべきである過年度分の収入未済額（財務会計上の金額）と、個人の収納上の未納額の調定が一致していない。収納状況を確認し、正しい額を調定されたい。

2 船舶給水使用料において、当月の現金収納分が、翌月の月末に入金されている。入金は、遅滞なく行われたい。

○ 市立病院

1 4月1日から開始する必要がある業務において、随意契約理由第1号の範囲内で、複数の見積書を徴して契約をおこなう場合、契約内容により、3月までに見積書徴収実施伺の決裁を受け、事前に見積書を徴しておくべきものについて、見積書徴収実施伺が起案されていないものが散見されている。

2 4月1日から開始する必要がある業務に係る随意契約で、執行予定額が随意契約の限度額を超えており、かつ契約相手が特定される場合は、3月までに見積書徴収実施伺を起案したうえで、契約検査課の合議をとる必要があるが、とられていないものが散見されている。

3 医療用防災カーテン賃借料において、カーテンリース料とカーテンクリーニング料が同一の請求書に記載してあったことから、クリーニング料をリース料増額分と考え、誤って増額変更の予算執行伺を起案し、支払われていた。予算執行伺の理由欄に記載がなかったことから、決裁の際、内部でも確認が取れなかったものと考えられる。起案時に明確に増額理由を記入し、内部牽制が働くよう適切な予算執行に努められたい。

4 その他の指摘事項

- ① 予算執行伺の決裁日前に見積書が徴されているものが散見されている。
- ② 随意契約理由は、執行予定額が地方公営企業法施行令第21条の14第1項第1号で規定された金額の範囲内である場合は第1号を選択するが、第2号を選択してあるものが散見されている。

○ 教育部 博物館

1 入館用観覧券（一般用・団体用）及び販売用図録の管理については、各々受払管理簿により管理されているが、受払管理簿への記入もれ、記入誤りが多く見られた。

また、観覧券受払管理簿に関しては、常設展及び季節ごとに行う特別展に分けて管理してあるものの、団体用観覧券については両展相互でやりくりして使用しており、その受払記録が詳細に記入されていない。このため、受払経緯の把握が困難なものが見受けられた。これでは、観覧券・図録双方とも、実質的な在庫確認がされていないように思われる。適切な事務処理に留意されるとともに、再度、管理体制について検討されたい。

2 市立博物館清掃業務委託等の随意契約において、予定価格調書を作成する際、消費税を除く予定価格欄には、予定していた金額の千円未満を切り捨てた金額を記入し、消費税を含む欄には、切り捨てる前の金額に消費税率を乗じた金額が記入されていた。このため、契約を行った業者の見積額を見ると、消費税を含んだ金額に対してはその範囲内であったが、消費税を除いた本来の予定価格に対しては上回っているという不具合な結果となっていた。今後、このようなミスが生じないように注意されたい。

○ 企画戦略部 情報政策課

本体系空調室外機改修作業及びサーバ系空調室外機改修作業における修繕料において、業者間の見積徴収金額に大きな差があった。修繕内容や方法を記した仕様書を準備したうえで、適正な見積徴収に努められたい。

○ 教育部 教育総務課

- 1 学校体育館は学校教育の管理運営に支障のない限り、一般市民の利用に供し、市民の体育の増進その他社会教育活動に利用されているが、本市においては生涯学習課の管轄である公民館にて使用申請を受け付けている。毎月公民館から教育総務課へ体育館使用状況報告書が提出されているが、その様式については、記入方法が統一されておらず、適正な金額の確認ができない状況となっている。様式を検討され、記入方法の統一化を図られたい。
- 2 往復はがき1枚、通常はがき12枚が保管されていたが、切手・はがき使用簿にはその分の残数の記録がなかった。また、使用簿は担当者が記入するのみであり、複数者による確認ができる様式となっていない。様式を見直し、定期的に複数者による残数確認を行う等の管理体制を構築されたい。

○ 教育部 図書館

千丁分館コピー機リース料、パフォーマンスチャージ料及び千丁図書館警備業務委託において、業者から提出された請求日から、3カ月以上経過した支払いが見られた。政府契約の支払遅延等防止に関する法律第6条に基づき、適法な請求書受領から30日以内に支払われるよう、適切に対処されたい。

○ 市民協働部 防災安全課

- 1 八代市営の新八代駅東口駐車場については、時間駐車及び月極駐車の種類2種類の供用があるが、月極駐車分について、時間駐車の設定コードを使用して納付書が発行されており、このため、時間駐車分として収入されていた。併せて、月極駐車分の設定が計上されていなかった。そこで、収入状況を精査し、必要な収入更正及び設定の変更を行われたい。
- 2 平成23年度八代地区防犯協会費分担金において、執行予定額によると決裁区分は部長であるが、課長までの決裁となっている。適正な事務処理に留意されたい。

○ 環境部 ごみ対策課

- 1 現金で収納された一般廃棄物処理業等許可手数料が、数ヶ月間、課内の金庫に保管されたまま、金融機関へ納入されていなかった。八代市会計規則や地方自治法等関係法令に従い適正な収納事務を行うとともに、課内で公金管理に対する認識の強化を図り、内部牽制が働くチェック体制を構築されたい。
- 2 ごみ収集用の有料指定袋は、問屋業者から各小売店へ配送され、または商工会等を経由して市民へ販売されており、「問屋及び商工会等は、販売実績を毎月20日までに報告書として市へ提出すること」と八代市有料指定袋に関する業務委託契約書第8条に規定されている。ところが、報告書の提出が遅れる問屋があるため、報告に基づく有料指定袋処理手数料（市への納入金額）の決定が遅れている状況にある。問屋に対して、提出期限を順守するよう指導を行われたい。
また、納入金額を決定した時点で調定計上が必要であるが、4月分、7月分以外は計上されていない。調定の計上漏れがないよう対処されたい。
- 3 予算執行伺、見積書徴収実施伺、契約締結伺、支出負担行為等の事務処理が前後しているものや、必要な伺が起案されていないものが散見される。事務の流れを確認し、適正な事務処理に努められたい。

○ 教育部 生涯学習課

- 1 公民館施設等使用料の徴収事務において、領収証原符が全て切り取られて別のファイルや申請書の裏面に貼られて整理されている。不正防止の観点から、切り取らずに控えを残す方策を検討されたい。
また、領収証は不正使用を防止するため、領収証原符も連番となっていないが、番号が飛んでいるものが散見されている。誤記などで書き損じた領収証は、領収証原符と一緒に綴じ込んでおかれたい。併せて領収証原符の確認照合が容易にできるよう、公民館ごとの連番管理についても検討されたい。
- 2 八代市八竜山自然公園は、広域的な教育活動と森林レクリエーション活動の場を提供する公園施設であり、森林体験交流センターさかもと八竜天文台と、宿泊施設であるロッジ、コテージを設置している。
宿泊施設の利用について、「使用料の納付により宿泊施設利用許可書を発行する」と同公園条例施行規則第2条に規定されているが、利用許可書が発行されていないので、規則に基づき適正に処理されたい。
- 3 八代市さかもと青少年センター及び各公民館の施設利用に関して、「事前に申請

し許可を受けること」、「使用料は前納すること」と、同センター条例及び八代市公民館条例に規定されている。しかしながら、利用申請や利用料金の徴収が利用後になっているものが散見されている。条例に基づき改善を検討されたい。

○ 企画戦略部 広報広聴課

- 1 八代市の東陽、泉、坂本地域においては、難視聴対策や情報格差是正などを目的としてケーブルテレビ事業を行っており、ケーブルテレビやインターネットの加入者からは、毎月、使用料を徴収している。使用料は7月分以降、督促手数料は5月分以降について、調定が計上されていない。毎月適正な時期に調定を計上されたい。
- 2 八代市では、市民サービス向上や地域経済の活性化などを目的として、「八代市広告掲載要領」を定めて広告事業を行っている。市ホームページへの広告掲載においては、「八代市ホームページ広告掲載取扱基準」を定めており、広告掲載料については第9条で一括前納することとされているにもかかわらず、分納取扱となっているものがある。広告掲載主からの要望と実情が合わないのであれば、取扱基準の変更を検討されたい。

○ 建設部 土木管理課

- 1 平成22年度道路占用料及び法定外公共物占用料において、現年度収入未済分の調定は、出納整理期間が適用されるため、平成23年6月1日付で繰越を行い計上すべきであるが、異なった日付で計上されていた。適正な事務処理に留意されたい。
- 2 原材料費の単価については、前年度に「原材料」と「安全施設関係」に大別して単価契約が締結されており、どちらも契約期間は平成22年9月1日から平成23年3月31日であった。監査実施時点（平成23年12月）では双方とも平成23年度の契約は締結されておらず、前年度の単価をそのまま継続使用されている状況であった。

「原材料」については、契約条項に自動更新規定があるため、新たな契約締結まではその単価を適用することが可能であり、そのためには年度当初の契約締結（更新）伺を起案する必要があるが、起案されていなかった。

一方、「安全施設関係」については、自動更新規定がなく、継続使用できないにもかかわらず、前年度の単価が使用されていた。

そこで、自動更新に伴う契約締結（更新）伺の起案を確実に行われるとともに、「安全施設関係」の単価契約については、自動更新規定を盛り込むなど契約書条項の見直しを検討されたい。

なお、12月時点で前年度の単価を継続使用しているのは、好ましいとは言えな

い。両契約について毎年の単価契約について年度の早期に締結できるよう事務改善を図られたい。

○ 商工観光部 観光振興課

八代市東陽町、泉町には各種観光施設（東陽石匠館等）が設置されている。

これらの施設への入場料において、入場券半券の集計と調定金額が一致しないものが散見される。公金管理に対する認識の強化と内部牽制が働くチェック体制を検討されたい。

○ 市民協働部 文化まちづくり課

1 厚生会館、千丁文化センター、鏡文化センターのホールや集会室使用に関しては、使用許可時に使用料を前納するよう規定されているが、特別な事由がある場合は後納も可能となっている。その場合に記入する「使用料後納申請書」の「使用料を後納する時期」欄に未記入なものや、記入してある期間を過ぎた後での入金が散見されている。申請書の記入漏れがないよう確認を行い、振込等の通知には、申請期間をもとに納期を設定されたい。

2 4月1日から、開始する必要がある業務において、以下の事例が散見される。適正な執行に努められたい。

① 事前準備として3月までに見積書徴収実施伺を起案し、見積書を徴してあるにもかかわらず、見積書の日付が、4月1日となっているもの

② 契約内容から3月までに事前準備が必要であるにもかかわらず、予算執行伺、見積書徴収実施伺、契約締結伺がすべて4月1日となっているもの

③ 事前に見積書徴収実施伺が起案されずに、見積書が徴されているもの

3 各自主文化事業宣伝物印刷において、1回目の見積徴収で、予定価格を超えていたが、再度見積徴収が行われていなかった。このような場合は、原則として2回目の見積徴収を行った後、さらに予定価格を超えていた場合には、仕様を変えるなど、再度の見積徴収を行うことになる。適切な事務処理に留意されたい。

○ 建設部 街路公園課

日奈久ドリームランド使用許可申請において、使用者区分ごとの人数が記入されていないものや、使用日時及び人数と金額が一致しないもの、鉛筆を使用しての金額欄の記入、修正液を使用しての金額訂正、訂正印もれ、使用時間が不明なものが散見されている。適正な事務処理に留意されたい。

また、ニュースポーツ広場は、使用時間3時間の場合、2コマ分（4時間）の使用料となるが、1コマ分（2時間）しか徴収されていない等、八代市都市公園条例の規定とは異なって徴収されているケースが多く見られた。実際の使用状況や使用者の利便性等の実情を把握したうえで、必要であれば、規定等の変更を検討されたい。

○ 建設部 下水道総務課

- 1 農業集落排水事業及び浄化槽事業料金改定に伴うシステム改修委託において、業者の遅延行為（1ヵ月程度の報告書提出遅延）があり始末書等が受領してあった。しかしながら、報告書提出後に作成する業務委託納入検査書が、遅延がなかったものとして、検査日を遡って作成されていたので、適切な事務処理を行われたい。
- 2 量水器の修繕及び購入に係る単価契約において、見積金額が予定価格を超えていたため、その予定価格を見積最低価格と同金額に変更されていた。このケースは東日本大震災の影響で、当初の積算から大きく価格が変動していたことによる予定価格の見込み違いが原因であるものの、それを理由に安易に予定価格を変更できるものではない。予算執行の流れに従い、再度予算執行伺を見直したうえで予定価格を新たに設定されるよう適正な執行に努められたい。

○ 商工観光部 重点港湾八代港営業隊

営業隊パンフレット（名刺）印刷において、業者から提出された請求日から、2か月半以上経過した支払いが見られた。政府契約の支払遅延等防止に関する法律第6条に基づき、適法な請求書受領から30日以内に支払われるよう、適切に対処されたい。

○ 市民協働部 いきいきスポーツ課

- 1 市民球場使用料において、領収書原符の連番号や年度の記入がないもの、年度の記入誤りが散見されている。適切な事務処理に留意されたい。
- 2 4月1日から、開始する必要がある業務において、以下の事例が散見される。適正な執行に努められたい。
 - ① 事前準備として3月までに見積書徴収実施伺を起案し、見積書を徴してあるにもかかわらず、見積書の日付が4月1日となっているもの
 - ② 予算執行伺に、すでに見積書を徴している旨の記述がされているため、3月までに事前準備として見積書を徴してあると考えられるが、見積書徴収実施伺の日

付が4月1日となっており、矛盾があるもの

- ③ 契約内容から、3月までに事前準備が必要であると思われるものが、予算執行
伺兼見積書徴収実施伺、契約締結伺の日付がすべて4月1日となっているもの

- 3 鏡総合グラント機械警備委託は、平成23年6月から長期継続契約となっている
が、契約期間全体の執行予定額から、決裁区分は部長となる。しかし、課長決裁と
して処理されていた。適切な執行に努められたい。

II 監査講評時に文書又は口頭で指摘した事項

各課かいに共通して、下記の事例が散見されている。

《歳入関係》

- (1) 歳入調定において、使用料、雑入、補助金等の調定期期の遅れや調定の計上が
誤っているもの。
- (2) 使用料等の手数料の領収書原符で、領収金額が訂正されているもの、また、そ
れ以外の個所の訂正において、訂正印が押印されていないもの。さらに、書き損
じた領収証が領収証原符に綴じ込まれていないもの。
- (3) 公金を預かって適正な領収書が発行されていないもの、現金を長期間保管した
まま金融機関への入金が遅れが見られるもの及び公金のチェック管理体制を検
討していただきたいもの。
- (4) 使用料の徴収時期や方法誤り、金額の根拠となる法令等が整備されていないも
の。

《歳出関係》

- (1) 予算執行伺、見積書徴収実施伺、契約事務における取扱について誤りがあるも
の。
- ① 予算執行伺の起案日前に見積書が徴されているもの。
- ② 見積書や開札調書の日付が予定価格調書作成日より前になっているもの。
- ③ 見積書徴収実施伺や契約締結伺等、必要とする書類が作成されていないもの。
- ④ 第2号から第9号(*)による随意契約において、契約検査課の合議がとら
れていないもの。
- ⑤ 随意契約理由の記入漏れや選択誤りがあるもの。
- ⑥ 1件の予定価格が3万円を超える場合は、八代市契約規則第25条に該当す
る場合を除き、2者以上の見積書を徴する必要があるが、とられていないもの。
- ⑦ 仕様書を作成されないまま見積書を徴され、同仕様の見積となっていないと

思われるもの。

- ⑧ 支払時期など契約書の内容が実情と合っていないもの。
- ⑨ 契約書に必要な業務内容が盛り込まれていないと思われるもの。 等

(2) 4月1日から開始する必要がある業務の事務取扱に誤りがあるもの。

- ① 第1号(*) 随意契約で、事前に見積書を徴しているにもかかわらず見積書徴収実施伺が起案されていないもの。
- ② 4月1日付けで起案されている予算執行伺兼見積書徴収実施伺と、見積書の日付との間に整合性がないもの。
- ③ 業務内容から事前に見積書を徴すべきものが、予算執行伺、見積徴収、契約締結がすべて同一日の4月1日で処理されているもの。

(3) 工事の場合、現場説明日から見積徴収日まで、予定価格に応じ、所要の期間を設けることとなっているが、設けられていないもの。

(4) 物品調達時の納品書の検収事務に不備があるもの。

(5) 予算執行伺、見積書徴収実施伺、契約締結伺など各財務関連簿冊の編纂方法に一貫性がなく、簿冊管理のあり方を検討していただきたいもの。

* 地方自治法施行令第167条の2第1項各号を指す。

4 意見

昨年度より、それまでの監査方法を一新し、財務に関する事務の執行が適法、適正かつ効率的に行われているかを主眼に置き、監査を実施してきた。2年目にあたる本年度は、その成果が見られ、前年度の指摘事項に対する大幅な改善が各課それぞれにおいて図られているようである。

しかし、細部については、不備な点、改善すべき点等が見られている。

まず、歳入においては、各種歳入金調定の計上時期の誤り、また、現金収納における領収証の取扱における、職員のコンプライアンス意識が低い部署が見られる。公金管理に対する意識をより高め、法令等に従い適正な事務の遂行をお願いしたい。

また、歳出では、随意契約における契約事務について、初歩的な誤り等が多くみられ、不備な点、改善すべき留意点等が見受けられた。前年度の事務の流れを安易に踏襲するのではなく、今一度、原点に戻り基本的な事務の流れを再認識していただきたい。

急速な地方分権の推進等に伴い、昨今の地方自治をとりまく環境はますます厳しいも

のとなっていることから、より効率的で効果的な行財政事務を推し進める必要がある。職員1人ひとりにおいては、財務事務及び法令等の規定について研鑽を積み、最小の経費で最大の効果をあげられるよう、所属長におかれては、職員への指導の徹底をお願いしたい。

最後に、今後とも、行政サービスと市民サービスの効率化の向上に努め、法令等に沿った適正な事務執行を要望するものである。